

意見書 決議

C型肝炎対策についての意見書

平成14年07月11日

C型肝炎対策についての意見書

我が国の肝臓がんによる死亡は、昭和50年以来増加の一途をたどっているが、原因の7割はC型肝炎ウイルス(HCV)の持続感染によるものであり、そのキャリアは100万人とも200万人とも言われている。

この感染拡大の原因として、血液製剤の投与、輸血、集団予防接種等があげられているが、この内、血液製剤(旧ミドリ十字社製のフィブリノゲン製剤)の投与によって1万人余りがC型肝炎に感染したと推定されており、昭和50年代前半の段階で旧厚生省が十分な指導を行ってこなかったとの指摘もある。よって、国におかれては、感染の原因について早急に調査を行い、感染者に対して適切な医療措置を行うとともに、本年4月より老人保健法に基づく保健事業に追加された肝炎ウイルス検診については、これまでの基本健康診査とあわせて、全ての市区町村で40歳以上の全員に実施できる体制を整え、事業所健診等の受診者についても肝炎ウイルス検診が受けられるための特段の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年7月11日

殿

愛知県議会議長 寺西 学

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣

参議院議長
厚生労働大臣